

令和3年4月24日

保護者の皆様

杉並区立杉森中学校

校長 大野正人

緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について

陽春の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、まん延防止等重点措置の指定がされておりました地域を有する宮城、東京、大阪、京都、兵庫、沖縄に加え、4月20日には埼玉、千葉、神奈川、愛知が、そして23日愛媛が追加されました。その内、政府は、更なる感染拡大を抑制するため、23日、東京、大阪、京都、兵庫の1都2府1県に対し、4月25日から5月11日までの緊急事態宣言を発出しました。大型連休も含め人の流れを減少させ、変異ウイルスによる感染拡大を防止するためのものです。つきましては、下記のとおり学校教育活動へのご理解、感染リスクの回避、感染拡大防止対策徹底のご協力をよろしくお願ひいたします。

記

I 学校生活について

- 1 本校は、次のとおりこれまでの基本的な感染症予防策の徹底を図って参ります。
 - ・健康カードによる検温、体調管理の継続
 - ・3密(密閉、密集、密接)回避並びに手指洗浄またはアルコール消毒等の励行
 - ・飛沫感染防止の更なる徹底に向け、不織布マスクの着用のご協力をお願いします。
- 2 学習活動については、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わず、内容の適正化を図り継続実施します。
- 3 部活動についても、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わず、内容の適正化を図り実施または制限ないしは自粛をします。
なお、運動部の対外試合については、中学校体育連盟主催の公式戦のみとし、参加者も登録者のみとします。
- 4 現時点においては、4月28日離任式は、感染防止対策を講じて実施、5月8日土曜授業は実施しますが、公開は中止の予定です。

II 一般生活について

これまで以上に不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することなどが求められています。各家庭等におかれましても、感染防止策の励行、ご協力をお願いいたします。

III その他(再掲)

睡眠、食事等、規則正しい生活に心掛け、発熱等、体調が優れない場合は、無理をせず、休息し、学校や関係機関窓口にご相談ください。

杉並区受診・相談センター 電話03-3391-1299 平日午前9時から午後5時まで

東京都発熱相談センター 電話03-5320-4592 終日24時間

この他、かかりつけの医療機関等にご相談ください。

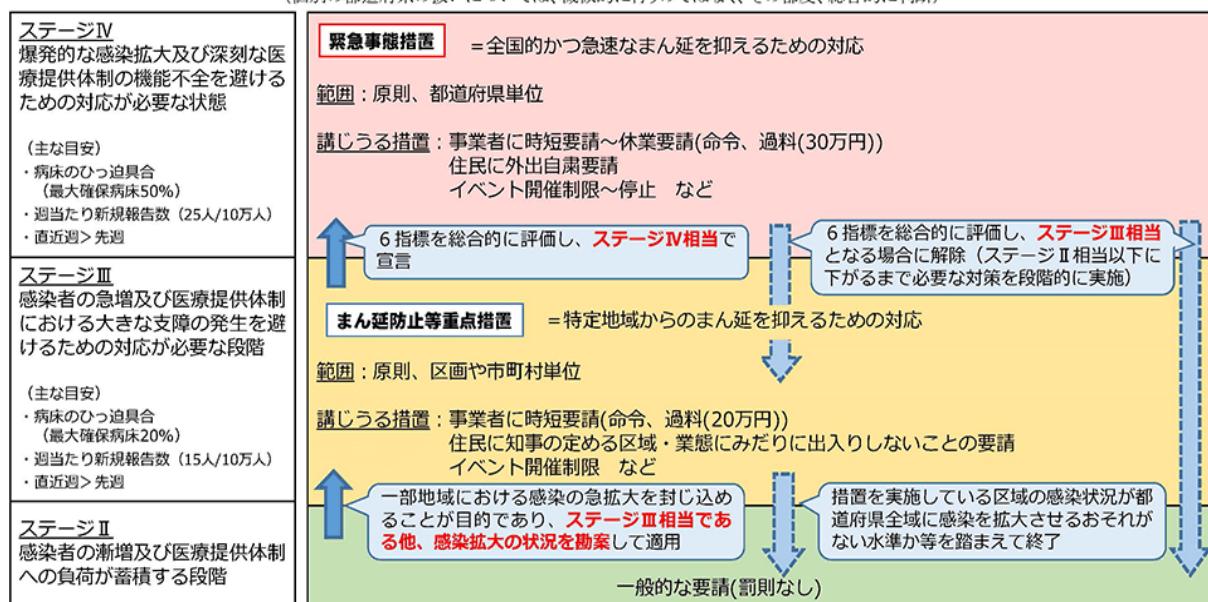
また、お子様の生活面やメンタル面でのお悩みがございましたら、スクールカウンセラーやカウンセラー補助、担任、教職員まで、ご相談ください。

スクールカウンセラー直通 電話03-5327-4125 木曜午前9時から午後5時半まで勤務

スクールカウンセラー補助は、火曜日

緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について

(個別の都道府県の扱いについては、機械的に行うのではなく、その都度、総合的に判断)



*緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするために、必要な支援となるよう努める。

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)より抜粋
令和3年4月23日現在

いち早い感染収束に向けて、感染防止対策の徹底・継続が非常に重要となります。学校としましても、安全で有意義な学校生活の維持向上に努めて参ります。ご理解ご協力よろしくお願ひいたします。